

岩手県告示第216号

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定に基づき、河川区域として次のとおり指定する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川の名称及び平面図

1 級河川・2 級河川の別	水系名	河川名	平面図
2 級河川	小本川	小本川	1 号図から19号図まで

2 指定する区域 1 号図から19号図までの図面に茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の規定による区域を除いた区域

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターに備えておいて縦覧に供する。